

清須市公告第 3 2 号

次のとおり市有財産の売払いの一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和 7 年 4 月 1 4 日

清 須 市 長 永 田 純 夫

1 売払物件(土地)

所在地	登記地目	登記面積(㎡)	最低売払価格 (円)
清須市新清洲一丁目 5 番 1 8	宅地	2 6 4 . 1 9	4 0 , 0 0 0 , 0 0 0
清須市新清洲一丁目 5 番 1 9	宅地	9 5 . 8 4	

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 不動産の売買契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 不正行為等で市の入札参加資格がない者
- (4) 「清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 2 5 年 5 月 2 4 日付け清須市長・愛知県西枇杷島警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業若しくは同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業に供しようとする者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 4 7 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- (7) 破壊活動防止法(昭和 2 7 年法律第 2 4 0 号)第 5 条第 1 項第 3 号に規定する処分若しくは同法第 7 条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- (8) 入札参加申込書の提出のない者

3 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和7年4月14日(月)から4月28日(月)まで(土曜日および日曜日を除く)
- (2) 受付場所 総務部財産管理課(清須市役所南館 1 階)
- (3) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月9日（金）午前10時
- (2) 場 所 清須市役所 北館2階第3会議室

5 入札方法等

- (1) 入札者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上を入札執行前までに納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。
- (2) 入札は1回とする。

6 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札執行前までに入札保証金を納付しないとき。
- (3) 入札参加申込書その他提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 入札について不正の行為があったとき。

7 落札者の決定

落札者は、市が定めた最低売払価格以上の価格で入札し、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

8 契約保証金

落札者は、売買契約にあたり契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納める。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が市の指定した期限内（令和7年5月15日（木）まで）に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、市に帰属するものとする。

10 契約の締結及び売買代金の支払い方法

落札者は、市の定めた土地売買契約書により契約を締結し、売買代金を市が発行する納付書により、市の指定する日までに「指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定（平成17年清須市告示第7号）」で指定する金融機関に納入するものとする。

11 その他

入札者は、本公告のほか、市が交付する「市有財産売払に関する一般競争入札案内書」を熟読のうえ入札すること。

12 事務を担当する組織の名称、所在地等

〒452-8569 愛知県清須市須ケ口1238番地

清須市総務部財産管理課財産管理係

電話番号（０５２）４００－２９１１（代）